

御代田町共催及び後援に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御代田町（以下「町」という。）以外のものが実施する事業に対し、町が共催及び後援（以下「共催等」という。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の集会又は催物をいう。
- (2) 共催 主催者と町が共同して事業を執行することをいう。
- (3) 後援 主催者の実施する事業の趣旨に賛同し、町の名義使用を認めることをいう。

(承認の基準)

第3条 町が、共催等を承認する事業は、次に掲げる基準を満たすものとする。

- (1) 主催者に関する基準 事業の主催者が次のいずれかに該当する団体等であること。
 - ア 国（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体又はこれに準じる団体
 - イ 学校等の教育機関又はその連合体
 - ウ 公益法人又はこれに準ずる団体
 - エ 国又は地方公共団体が出資している法人等
 - オ 前アからエに掲げるもののほか、町長が適当と認める団体等
- (2) 事業に関する基準 事業の内容が次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 事業の目的が芸術、文化、教育、スポーツ又は社会福祉等の振興及び向上に資するものであって、公益性のあるものであること。
 - イ 特定の思想、宗教、政党又は結社を支持又は支援すると認められるものでないこと。
 - ウ 専ら主催者等の営利を目的として実施されるものでないこと。
 - エ 対象者等とする者が不特定多数の町民を含むものであること。
 - オ 町の方針及び施策に反しないものであること。
 - カ 公序良俗に反しないもの又はそのおそれがないものであること。
- (3) その他の基準 次のいずれにも該当するものであること。
 - ア 主催者が明確で事業の責任の所在が明らかであること。

イ 事業計画が明確で、主催者の事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。

ウ 事業の実施に当たり、公衆衛生及び災害又は事故防止について十分な設備及び必要な措置が講じられていること。

エ 入場料、出品料、参加料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について十分配慮がなされていること。

オ 主催者の代表者及び役員並びに事業に従事する者が御代田町暴力団排除条例（平成24年御代田町条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項の規定による暴力団員と密接な関係者を有するものとして町長が定める者でないものであること。

（申請の手続）

第4条 共催等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開始の1か月前までに共催（後援）名義使用申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、様式第1号に定める各項目について記載のある文書により申請があった場合は、当該申請文書をもって代えることができる。

（承認の決定）

第5条 町長は、前条の規定に基づく申請が第3条に定める承認の基準を満たしているかどうか審査し、共催等の承認又は不承認を決定するものとする。

2 町長は、共催等の承認又は不承認を決定したときは、共催（後援）名義使用承認・不承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、共催等の承認をするときは、必要に応じて条件を付することができる。

4 事業の共催の承認をするときは、主催者及び他の共催者との事務の分担区分等を明確にしておかなければならない。

（事業計画の変更）

第6条 申請者は、第4条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに変更後の関係書類を町長に提出しなければならない。

（承認の取消し等）

第7条 町長は、共催等を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、共催（後援）名義使用承認取消通知書（様式第3号）をもって通知し、その承認を取り消すことができる。

（1）第3条第2号及び第3号に定める承認基準を満たさなくなったとき、又は満たさなくなるとおそれがあるとき。

- (2) 第4条の申請事項に虚偽が判明したとき。
 - (3) 第5条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が承認を取り消すことが適当であると認めるとき。
- 2 前項の規定により共催等を取り消されたものは、交付を受けた共催（後援）名義使用承認・不承認通知書を直ちに町長に返還しなければならない。
- 3 事業実施後に承認の基準に反していたことが認められた場合は、当該団体に対する新たな共催等を行わないものとする。

（事業実施報告）

第8条 主催者は、当該事業実施の際、印刷物等を作成したときは、速やかに町長に提出しなければならない。

- 2 主催者は、共催等の承認を受けた事業が終了したときは、事業終了後速やかに町長に共催（後援）名義使用事業実施報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

（免責）

第9条 共催等の不承認又は第7条第1項の規定により共催等の承認を取り消したことによって生じた損害については、町はその責を負わない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

共催（後援）名義使用申請書

年 月 日

御代田町長 様

申請者	住所	〒 -
		電話 - -
	団体名	
	代表者名	
	担当者名 連絡先	電話 - -

次の事業について、開催することになりましたので申請します。

1 共催等の別	<input type="checkbox"/> 共催 ・ <input type="checkbox"/> 後援		
2 事業の名称			
3 開催日時			
4 開催場所			
5 主催者・共催者 ・ 後援者	主催者	共催者	後援者
6 入場・参加料	<input type="checkbox"/> 有（ 円）・ <input type="checkbox"/> 無	入場・参加 予定者数	名
7 事業の趣旨 及び内容			
8 添付書類 (添付するものに○)	ア. 事業概要書 イ. チラシ・パンフレット等 ウ. 事業予算書 エ. その他（ ）		
9 他の申請先			

様

御代田町長



共催（後援）名義使用承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の事業について、次の条件を付して承認（次の理由により不承認と）します。

記

事業の名称

共催等の別 共催 ・ 後援

【承認する場合の条件】

- 1 事業内容に変更があったときは、速やかに届け出ること。
- 2 御代田町に対し、負担金、補助金及びこれらに類する負担を要求しないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、万全を期するとともに、事故が発生した場合は主催者が責任を持って一切の処理をすること。
- 4 事業終了後、速やかに共催（後援）名義使用事業実施報告書を提出すること。
- 5 共催等の名義は、「御代田町」とすること。

【不承認とする場合の理由】

第 号
年 月 日

様

御代田町長



共催（後援）名義使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認した下記の事業について、下記の理由によりその承認を取り消します。

記

事業の名称

共催等の別

共催

・

後援

取消理由

様式第4号（第8条関係）

共催（後援）名義使用事業実施報告書

年 月 日

御代田町長 様

申請者	住所	〒 -
		電話 - -
	団体名	
	代表者名	
	担当者名 連絡先	電話 - -

年 月 日付けで承認を受けた事業について、次のとおり報告します。

1 共催等の別	<input type="checkbox"/> 共催 ・ <input type="checkbox"/> 後援		
2 事業の名称			
3 開催日時			
4 開催場所			
5 主催者・共催者 ・ 後援者	主催者	共催者	後援者
6 入場・参加料	<input type="checkbox"/> 有 (円)・ <input type="checkbox"/> 無	入場・参加者数	名
7 事業の成果			
8 添付書類 (添付するものに○)	ア. 事業概要書 イ. チラシ・パンフレット等 ウ. 事業決算書 エ. その他 ()		